

県産材利用促進事業費補助金交付要綱

令和4年1月11日 林振第1284号 制定

(趣旨)

第1条 知事は、県産材の利用を促進するため、やまなし県産材供給システム強化対策事業費補助金交付要綱(令和元年林振第1101号。以下「供給システム要綱」という。)に規定する企業グループ(以下「グループ」という。)が県産材の良さや利用の意義などの理解を深めるために行う現地見学会に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則(昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)「県産材」とは、山梨県内で生産された木材(県内の森林に由来するものに限る。)をいう。
- (2)「現地見学会」とは、木材を生産する森林や木材製品の加工・流通施設、県産材を使用した建築物を実際に見学する取組をいう。
- (3)「建築物」とは、建築基準法第2条第1号に規定する建築物及びこれに類する建物をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、供給システム要綱第3条に規定する素材生産事業者又は原木市場、木材加工事業者、流通販売事業者及び建築事業者により構成されたグループとする。

2 前項の補助金の交付の対象となる者は、自己又は団体等の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。

- (1)暴力団(暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。次号において「暴力団対策法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。第3号から第5号までにおいて同じ。)
- (2)暴力団員(暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。次号から第5号までにおいて同じ。)
- (3)暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
- (4)法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるもの(以下この号において「人格のない社団等」という。)を含む。)であって、その役員(人格のない社団等の代表者又は管理人を含む。)のうち暴力団又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者があるもの
- (5)暴力団員又は動力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者がその事業活動を支配する者
- (6)下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が第1号から第5号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結している者
- (7)第2号から第6号に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は

個人

(補助金交付の対象経費及び補助率)

第4条 補助金の交付の対象となる経費及びその補助率は、別表のとおりとする。

(補助金交付申請書及び添付資料の様式、提出期限)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、県産材利用促進事業費補助金交付申請書(様式第1号)(以下「交付申請書」という。)に必要な書類を添付して、別に定める期間内に知事に提出しなければならない。

2 申請者は、前項の規定により申請書を提出するに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において、当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付の決定)

第6条 知事は、交付申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに補助金の交付の決定をするものとする。

2 知事は、補助金の交付を決定したときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合はその条件を、県産材利用促進事業費補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付の条件)

第7条 規則第6条の規定による補助金交付の条件は、次のとおりとする。

(1) 補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助事業に要する経費の配分又は内容を変更(別表に定める軽微な変更は除く)及び補助事業を中止又は廃止しようとする場合には、県産材利用促進事業費補助金変更(中止・廃止)承認申請書(様式第3号)により知事の承認を受けなければならない。

(2) 補助事業者は、補助事業が予定期間内に完了する見込みがない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告しその指示を受けなければならない。

(3) 補助事業者は、事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に仕入控除税額が確定した場合は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(様式第4号)により速やかに知事に報告しなければならない。なお、知事は、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を補助事業者に納付させることができる。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、当該事業が完了した日(事業の廃止の指示を受けた場合には、その指示を受けた日)から起算して1箇月を経過した日又は交付決定をした年度の3月15日(山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(昭和28年4月1日山梨県条例第5号)第3条第1項に規定する週休日及び第9条に規定する祝日に該当する場合は、直後の平日とする。)のいずれか早い期日までに、県産材利用促進事業費補助金実績報告書(様式第5号)に必要な書類を添付して知事に報告しなければならない。

2 補助事業者は、前項の規定により実績報告を行うに当たり、補助金に係る消費税等に係る仕入控除額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第9条 知事は、補助事業の完了又は廃止に係る補助事業の実績報告を受けたときは、書類の審査及び必要に応じて行う現地検査により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを検査し、適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、県産材利用促進事業費補助金交付額の確定通知書(様式第6号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付方法)

第10条 補助金は、精算払いとする。

(補助金の返還等)

第11条 知事は、申請者が次に掲げるいずれかに該当するときは、補助金を交付せず、また交付した補助金の返還を命ずることができる。

(1) 提出書類に虚偽の事項を記載し、または補助金の交付に関し、不正の行為があったとき。

(2) 前号のほか、補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。

(書類の保管)

第12条 補助事業者は、事業に係る関係書類について、事業等に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業の完了の日(事業の廃止の指示を受けた場合には、その指示を受けた日)の属する年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、知事が別に定める「県産材利用促進事業実施要領」及び「県産材利用促進事業募集要項」によるものとする。

附 則

1 この要綱は、令和4年1月11日から施行する。

別表

区 分	補助対象経費	補助率	軽微な変更
県産材利用 促進事業	グループにより実施される 現地見学会に要する 経費 1 賃金 2 需用費 3 役務費 4 使用料及び賃借料	定額	1 補助金対象経費の各費目 間において、いずれか低い 額の20%以内を増減させ る場合 2 補助事業の目的の達成に 支障をきたさない事業計画 の細部の変更であって、交 付決定を受けた補助金の 額の増額を伴わない場合

※国や他の地方自治体の補助金との併用は認めない。